

所得税と市・県民税の申告が始まります

☎ 刈谷税務署 ☎ (21)6211

新型コロナ対策の協力をお願いします

自宅から申告できるe-Tax（電子申告）を是非利用してください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレット端末でも所得税の確定申告書を作成できます。また、チャットボットで相談することもできます。

e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は、「動画で見る確定申告」で確認してください。詳細は5ページで確認してください。



確定申告書等
作成コーナー



動画で見る
確定申告

来場の際は感染症対策への協力をお願いします

刈谷税務署や碧南市役所、公民館などの施設における会場では、新型コロナ対策として次の対応策を講じます。

- ・入場の際に、検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる人の入場は、お断りさせていただきます。発熱などの症状のある人や体調の優れない人は、来場を控えてください。
- ・マスクを着用し、入口などで手指消毒液の利用をお願いします。
- ・会場にはできる限り1人で来てください。

所得税・復興特別所得税の確定申告

刈谷税務署での新型コロナ対策

刈谷税務署の会場では、混雑緩和のため入場整理券が必要です。入場整理券は、当日刈谷税務署で配付しますが、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。また、入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前に入手することもできます。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。

入場時に、入場整理券またはLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認するため、必ず持参してください。指定された時間に遅れた場合は入場できないことがあります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間内であってもお待ちいただく場合があります。

とき 2月16日(火)～3月15日(月)の平日 9時～17時

※入場整理券をすべて配付した場合は後日の来場をお願いすることがあります。2月21日(日)、28日(日)は臨時で開設します。

ところ 刈谷税務署（刈谷合同庁舎）



「確定申告のお知らせ」はがきまたは封書と、昨年の申告の控えを必ず持参のうえ来場してください

申告書にマイナンバー（個人番号）の記載が必要です

令和2年分（令和2年1月～12月）の申告書提出には、マイナンバー（個人番号）を記載のうえ、本人確認書類（①番号確認と②身元確認）の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

■ マイナンバーカード（個人番号カード）がある人

マイナンバーカードを持参してください。なお、自宅などからe-Taxで送信する場合、本人確認書類の提示や写しの提出は不要です。

■ マイナンバーカードがない人

次の①②より1点ずつ書類が必要です。

①番号確認書類

本人のマイナンバーを確認できる書類が必要です。通知カード（記載事項に変更がないものに限る）、住民票の写し、住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）のうち1つ持参してください。

②身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類が必要です。運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳などのうち1つ持参してください。

※平成30年1月以降、一部の手続きで番号確認書類の提示や写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。

確定申告が必要な人

次の①～③に該当する人は確定申告が必要です。該当しない人でも確定申告が必要な場合があります。詳しくは刈谷税務署にお問い合わせください。

■ ①事業所得（営業・農業など）や不動産所得などがある人

各種所得の合計金額が、所得控除額（社会保険料控除や扶養控除など）より多い人

■ ②給与所得がある人

ほとんどの給与所得者は年末調整により所得税が精算されるので、申告する必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申告をしなければなりません。

- ・令和2年中（令和2年1月～12月）の給与収入金額が2千万円を超える人
- ・給与が1か所のみで、給与所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人
- ・給与が2か所以上で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人、給与から所得税が天引きされておらず計算の結果所得税が出る人

■ ③年金収入がある人

公的年金などの収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以上になる人で確定申告すると所得税が出る人

確定申告すると所得税が戻る人

給与所得者や年金受給者などで、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けることができ、天引きされた税金が納めすぎになっている人などは還付申告ができます。

確定申告に必要な持ち物

- ・確定申告のお知らせはがき、封書または確定申告書（事前に郵送された人のみ対象）
- ・本人確認書類（2ページ参照）
- ・印鑑
- ・収入金額や必要経費の内訳、源泉徴収票など
- ・国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ・生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ・還付を受ける際に指定する金融機関の口座番号が分かるもの
- ・そのほか申告に必要なもの



申告書作成はパソコンを利用します

刈谷税務署の会場では、パソコンを利用した確定申告の作成補助などを行っています。

一部の確定申告は市役所や市内申告会場でも受け付けます

市では1月28日(休)から公民館などで申告相談を始めます。日程については8ページの市・県民税の申告・相談日程で確認してください。

申告書が届いていない人も申告できるので、申告書以外の必要書類を用意して来場してください。

相談できる申告内容は、給与および年金所得のみの確定申告書Aです。営業、農業、不動産、利子、土地や株式などの譲渡、仮想通貨にかかる雑所得、住宅借入金等特別控除を含む所得税・復興特別所得税の確定申告、過年度申告、市外在住者の申告、更正の請求や分離・損失申告は、市役所や市内申告会場では受け付けません。刈谷税務署で相談してください。郵送での提出や、税務課窓口を設置している投かん箱への提出は可能です。

確定申告関係書類

1月8日(金)から市役所1階の税務課窓口前に用意してあります。なお、一部用意のない書類もあります。



申告をしないとさまざまな不利益があります 忘れずに申告してください

申告が必要な人が申告をしなかった場合、延滞金が発生したり、一度に納める税額が増えたりすることがあります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・各種手当・保育料などは、申告した所得などを基に計算しています。無収入であっても申告をしないと、国民健康保険では軽減・減免制度が受けられない場合があります。また、保険料や保育料が正しく計算されなかったり、各種手当が制限される場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

市・県民税の申告は、用紙を持っていなくても税務課窓口で行えます。ただし、市内申告会場開設日と市役所申告会場開設日は、税務課窓口では申告できませんので、それぞれの申告会場で申告してください。

「申告を忘れていたかな」と思われる場合は、**税務課市民税係（☎(95)9878）**までお問い合わせください。

住宅借入金等特別控除を受ける人へ

家屋の新築・購入または増改築などをして令和2年中に入居し、一定の要件を満たす人は住宅借入金等特別控除を受けることができます。持ち物などは刈谷税務署で確認してください。

65万円の青色申告特別控除を受ける人へ

令和2年分から65万円の青色申告特別控除を受けるためには、e-Taxで確定申告書および青色申告決算書を自分で申告する必要があります。

復興特別所得税

平成25年分～令和19年分の各年分の所得税額に2.1%の税率を掛けた額について、復興特別所得税として納付が必要です。記入漏れのないようお願いします。

税理士による無料相談

とき 2月16日(火)～3月15日(月)の平日 9時30分～12時、13時～16時

※会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

ところ 市役所2階会議室2

対象

①令和元年分の所得金額（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額）が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）

②①の人で、消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、平成30年分の課税売上高が3,000万円以下の人

③給与所得者および年金受給者

※申告手続きには、本人確認書類の写しの添付が必要です。

■ 次の人は無料相談が利用できません

- ・給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
- ・初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する人
- ・65万円の青色申告特別控除を受けようとする人
- ・収支内訳書または青色申告決算書を作成していない人
- ・譲渡所得（土地、建物および株式などを売却）、山林所得または贈与税の申告をする人

消費税軽減税率制度に対応した税理士による無料税務相談

確定申告会場と同様、入場整理券が必要です。

とき 3月16日(火)～31日(水)の平日 9時30分～12時、13時～16時

ところ 刈谷税務署（刈谷合同庁舎）

確定申告での注意点

- ・国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付または提示が必要です。不明な点がある場合は**刈谷年金事務所**（☎(21)2110）へお問い合わせください。
- ・年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

刈谷税務署

〒448-8523

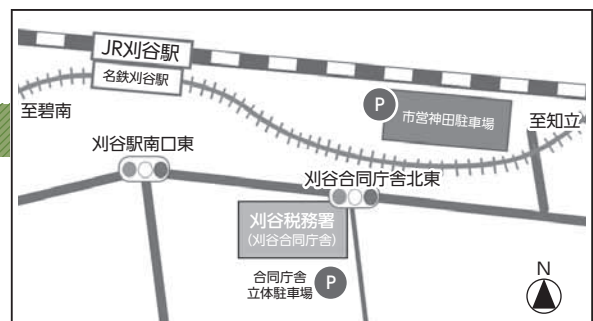
刈谷市若松町1-46（刈谷合同庁舎）

☎(21)6211（自動音声）

受付 月～金曜日 9時～17時（休日を除く）

資料を持参しての相談や申告書の作成など、刈谷税務署での面接相談を希望する場合は、相談日時などの事前予約をお願いします。

※1月4日(月)～3月31日(水)は、事前予約による相談は行っておりません。



- ・駐車場は混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・市営神田駐車場は、ほかの利用者の状況により利用できない場合があります。利用するときは、駐車券を確定申告会場まで持参してください。